

◎温泉法の一部を改正する法律

(平成一九年一月三〇日法律第一二二号)

一、提案理由(平成一九年一〇月二六日・衆議院環境委員)

○鴨下国務大臣　ただいま議題となりました温泉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本年六月十九日に、東京都渋谷区において、温泉のくみ上げに伴い発生した可燃性天然ガスの爆発事故により、三名の方のとうとい命が失われました。全国に約二万ある温泉の中には、同様に可燃性天然ガスが発生しているものが相当数あると見込まれ、この事故の教訓を踏まえ、温泉における可燃性天然ガスに対する安全対策の実施が求められております。

本法律案は、このような状況を踏まえ、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の掘削に係る許可の基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、法の目的として、現行法の目的である温泉の保護、利用の適正に、可燃性天然ガスによる災害の防止を加えることといたします。

第二に、温泉の掘削に伴う災害を防止するため、都道府県知事による許可の基準として、掘削のための施設や方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを追加するとともに、都道府県知事が災害の防止上必要な措置命令を行えることといたします。

第三に、温泉の採取に伴う災害を防止するため、温泉の採取について、既存のものも含め都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、採取のための施設や方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合していることを許可の基準とするとともに、都道府県知事が災害の防止上必要な措置命令を行えることといたします。

なお、可燃性天然ガスが発生していない温泉については、都道府県知事の確認を受けて、温泉の採取の許可を受けることを要しないことといたします。

このほか、報告徴収及び立入検査の項目の追加等の所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

うお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告(平成一九年二月二日)

○小島敏男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本年六月に東京都渋谷区内の温泉施設において爆発事故があり、これを契機として、温泉における災害の防止のための安全対策が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、本案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十月二十四日本委員会に付託され、二十六日鴨下環境大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日に質疑を終局いたしました。かくして、本日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

温泉法の一部を改正する法律

○附帯決議(平成一九年二月二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 温泉の掘削及び採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、都道府県知事が行う採取等の許可に当たっては、より適正かつ厳格な条件を付与するよう検討するとともに、その違反に対しては厳正に対処するよう、各都道府県知事に対し助言を行うこと。また、都道府県知事が、採取事業の廃止等をした事業者に対し、可燃性天然ガスによる災害防止上必要な措置を適宜・適切に命ずるよう、助言を行うこと。

二 温泉の掘削及び採取等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、その地域の特性を活かした対策を都道府県知事が実施できるよう十分に配慮するとともに、温泉資源が国民共有のものであることにかんがみ、国民、有識者、関係民間団体等の意見等も十分に聴取し、それらを可能な限り反映させるよう努めること。

三 可燃性天然ガスによる災害防止措置を必要としない旨の都道府県知事の確認は、十分な科学的知見に基づいて行うものとするとともに、都道府県知事に対し、本法の施行に必要な限度において、可燃性天然ガスの発生状況、掘削等の実施状

況等に関する報告徴収及び立入検査を温泉掘削事業者、温泉採取事業者等に対し適宜・適切に行うよう助言すること。

四 温泉に対する国民の信頼を確保しその利用の適正化を図るため、可燃性天然ガス対策に係る情報を利用者に提供する取組の普及を図るとともに、地方公共団体及び温泉協会等とも連携しつつ、温泉に関する国民の正しい理解が得られるよう、関係情報の適正な公表に最大限努めること。

五 安全対策の着実な実施を図るため、温泉採取事業者による当該安全対策に係る設備の新設等に要する費用等に対し、必要な支援を行うことを検討すること。

六 近年、都市部等における大深度掘削泉の掘削等が増加していることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源及び周辺地盤への影響等に関する調査・研究等を推進すること。また、全国の未利用源泉についてその実態の把握に努めるとともに、その有効利用策について検討すること。

七 関係各省市は、可燃性天然ガスに係る安全対策のみならず、硫化水素ガスによる中毒事故の再発防止等、温泉をめぐる諸問題に一丸となって迅速かつ的確に対応できるよう、必要な体制の構築等に万全を期すること。また、その際には、各都道府県等とも緊密な連携を図るよう努めること。

八 温泉において発生する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンが温室効果ガスであることにかんがみ、地球温暖化の防止及び資源の有効活用のため、温泉において発生する可燃性天然ガスの利用を促進すること。

九 温泉が我が国の優良な観光資源であることにかんがみ、国民等が安心して利用できるよう、安全対策及び風評被害対策に万全を期すること。

三、参議院環境委員長報告(平成一九年一月二六日)

○松山政司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、法目的に可燃性天然ガスによる災害の防止を加えるとともに、温泉の掘削に係る許可基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、災害の防止に関する技術基準の内容及び策定時期、大深度掘削に伴うメタンの噴出や温泉資源への影響、分離したメタンの有効利用の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおりに可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年二月二〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、温泉の掘削・採取に伴う災害の防止に関する技術基準及び災害防止措置が必要ない旨の確認基準については、都道府県の取組状況も踏まえ、災害防止措置の実施が確実に行われるような確な基準を速やかに策定すること。

二、暫定対策が完了していない施設が相当数あることから、事業者による災害防止措置の円滑かつ確実な実施を図るため、可燃性天然ガスの危険性や取扱いについて周知徹底するとともに、事業者の費用負担を軽減するために必要な支援策を検討すること。

三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、消防を始めとする関係省庁間及び都道府県との緊密な連携に努めるとともに、可燃性天然ガスに対する安全対策の取組状況についての事業者による国民への情報提供の促進を図ること。また、硫

温泉法の一部を改正する法律

化水素ガスなどの安全対策についても万全を期すること。

四、近年、国民のニーズの変化を受け、特に都市部において多くの大深度掘削泉の開発が行われていることにかんがみ、大深度掘削に伴う可燃性天然ガスによる災害の発生、温泉資源や周辺地盤への影響等について、速やかに調査・研究を行い、その結果を公表すること。

五、温泉に付随する可燃性天然ガスの大部分を占めるメタンは、二酸化炭素よりはるかに温室効果が大きいことから、地球温暖化防止及び資源の有効利用のため、分離したメタンの利活用を推進すること。

右決議する。